

交通対策特別委員会設置に関する動議

上記の動議を提出する。

令和元年6月10日

瑞穂町議会議長 古 宮 郁 夫 様

提出者	瑞穂町議会議員	近 藤	浩
〃	〃	下 野	義 子
〃	〃	榎 本	義 輝
〃	〃	村 上	嘉 男
〃	〃	山 崎	栄
〃	〃	下 澤	章 夫
〃	〃	香 取	幸 子
〃	〃	柚 木	克 也

交通対策特別委員会設置に関する動議

次の要綱に基づき、交通対策特別委員会を設置されたい。

交通対策特別委員会設置要綱

1 名 称

交通対策特別委員会とする。

2 設置の根拠

地方自治法第109条及び瑞穂町議会委員会条例第5条による。

3 目 的

委員会は、住民の交通に係る環境の確保及び対策を検討するため、必要な調査活動を行うことを目的とする。

4 委員の定数

委員会の委員の定数は8人とする。

5 調査期間と閉会中の調査

委員会は、議会で調査終了を議決するまで継続し、閉会中も調査を行うことができる。